

会 議 録

会 議 名	令和7年度第4回東大和市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和8年1月30日（金） 午後1時30分
開 催 場 所	東大和市役所本庁舎 委員会室（議会棟）
出 席 者 氏 名	（1）運営協議会委員 杉本 実、井澤 典子、煙山 理加、内野 恵、 佐藤 長人、甘利 裕介、松岡 寛、尾崎 義美、 押本 修、中村 正経、末岡 弘 （2）健福祉部保険担当部長：関根 崇 （3）保険年金課長：吾郷 真利 （4）事務局（保険年金課） 北野係長、山田係長、後藤主事
議 題	日程第1 子ども・子育て支援納付金課税額に係る東大和 市国民健康保険税の税率等について（答申案） 日程第2 国保講演会について（報告） 日程第3 その他
公開・非公開	公開
傍 聴 者 数	1人
発 言 の 内 容	別紙会議録のとおり

尾崎会長	<p>皆さんこんにちは。本日はご多用の中、ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>運営協議会を始める前に、本日は傍聴人が1人いますので、事務局から案内をお願いします。</p> <p>(傍聴人 入場)</p> <p>それでは定刻となりましたので、ただ今から第4回国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。さて、委員の皆様におかれましては、先日の「子ども・子育て支援納付金課税額に係る東大和市国民健康保険税の税率等について」の諮問に関する会議に続きまして、今月2回目となります。本日の答申案に関する会議にもご出席いただきまして、本当にありがとうございます。また、意見等についてもご提出いただきありがとうございました。皆様方からいただいたご意見を踏まえ、取りまとめた答申案について、後ほど、市より説明がありますので、よろしく願いいたします。それでは議事に入ります前に、事務局から本日の出席状況の報告をお願いいたします。</p>
吾郷課長	<p>本日の出席委員でございますが、委員総数17名中、出席委員は11名でございます。東大和市国民健康保険運営協議会規則第7条の規定に基づき、委員定数の2分の1以上の出席があり、また各区分から1名以上の出席があることから、本日の会議は成立していることを報告させていただきます。以上でございます。</p>
尾崎会長	<p>どうもありがとうございました。それでは次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。</p> <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、お手元にお配りしております次第により、会議を</p>

<p>関根部長</p>	<p>進めさせていただきます。</p> <p>初めに「日程第1 子ども・子育て支援納付金課税額に係る東大和市国民健康保険税の税率等について（答申案）」でございます。委員の皆様からの意見を踏まえて、私と職務代理で答申案をまとめさせていただきました。委員の皆様におかれましては、ご意見をいただきまして、ありがとうございます。諮問内容につきましては、特段の異論がなかったため、諮問の内容を認める答申案となっております。それでは、答申案の具体的な内容につきましては、部長から説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。</p> <p>改めまして、皆様こんにちは。健幸福祉部保険担当部長の関根でございます。今、会長からお話がありましたとおり、答申案につきまして、私からご説明を差し上げたいと存じます。</p> <p>初めに、第3回の運営協議会で諮問した内容につきまして、協議会后に、委員の皆様から意見を募集し、1月26日までにご回答いただいております。お忙しい中、ご協力いただき大変ありがとうございます。諮問書に関して、いただいたご意見やご質問の内容につきましては、市の考えと併せて、ご報告させていただきます。</p> <p>お手元にお配りしております資料のうち、右上に「日程第1 資料」と書かれた、資料をご用意ください。1ページをご覧ください。（1）諮問書に関する意見・質問の件数につきましては、意見等なしが13件、意見等ありが4件でございます。寄せられたご意見につきましては、「意見等の内容」と「市の考え」として、一覧表にまとめております。順番にご説明をいたします。まず1番目、賛成のご意見です。「国及び東京都の</p>
-------------	--

方針に基づく諮問書内容のため、異論はありません。」というご意見をいただいております。こちらにつきましては、市としましても「市町村標準保険料率」を採用することで、適正な課税に努めてまいりたいと考えてございます。次に2番目、賛成のご意見です。「新たな課税区分の創設により、被保険者への影響も見込まれることから、引き続き、制度の趣旨や内容について丁寧な説明が行われるとともに、被保険者の理解が得られるよう、分かりやすい周知や配慮が図られることを期待します。」というご要望をいただいております。こちらにつきましては、市としましても、新しい課税区分ということになりますので、丁寧な説明が必要であると考えているところであります。従いまして、市報や市の公式ホームページ、また納税通知書に同封物を入れるなど、様々な方法で、制度の内容や趣旨を周知して、ご理解をいただくように努めてまいりたいと考えております。また、窓口等での問合せにつきましても、丁寧な対応に努めてまいりたいと考えているところであります。次に3番目、賛成のご意見です。諮問書の説明資料関連で、「保険者努力支援制度の東京都内の評価が3年連続第1位であることに関し、東大和市として、特に力を入れている方策や他自治体と異なる取組などありますか。」というご質問をいただいております。保険者努力支援の制度における評価項目としては、特定健康診査の受診率、糖尿病等重症化予防、収納率及び法定外繰入の解消など、様々な項目がございます。東大和市としては、そのうち、特に配点の多い収納率の向上に関する取組や法定外繰入の解消、後発医薬品の促進の取組において、多くの加点を得ている状況でございます。収納率の向上については、支払方

法の拡充を図り、電話催告等に努めているところであります。これにより、収納率は向上しておりまして、それを維持している状況でございます。また、法定外繰入の解消につきましては、国民健康保険事業運営基金を活用いたしまして、適切な国保財政運営に努めているところでございます。次に4番目、こちらも賛成のご意見です。まず、諮問事項（1）で、東京都の示す標準保険料率とする提案に賛成する理由については、「被用者保険においても国が示した一律の負担率での徴収を行うこと、負担の公平性を目指す保険料水準加速化プランとの整合性が取れていることから、適切と考えます。」とのご意見でした。また、諮問事項（2）の課税限度額と軽減判定用基準額について、法定基準額と同額とすることに賛成する理由については、「課税限度額と軽減判定用基準額を2つセットで法定額にすることで、相応の負担に寄与すると考えられます。」という意見をいただいております。まず1点目の標準保険料率については、1番目のご意見にもございましたが、「市町村標準保険料率」を採用することによって、適正な課税に努めたいと考えているところであります。また、課税限度額につきましては、負担能力に応じた課税に繋がるということ、また、軽減判定用基準額については、低所得者に対する軽減対象世帯の拡大に寄与することとなります。将来的な国の考えも踏まえて、この2つを法定額に遅滞なく合わせていくということは、適正な課税につながるため、今後もこのような形で努めていきたいと考えております。

2ページをご覧ください。前回の会議で協議事項とさせていただきました既存の課税区分の税率に関するご質問をいただ

いております。こちらについては、既にご審議いただいておりますので、後ほどご覧いただきたく存じます。意見等の説明については、以上になります。

それでは、答申案の内容につきまして、ご説明申し上げます。お手元にお配りしております「子ども・子育て支援納付金課税額に係る東大和市国民健康保険税の税率等について（答申案）」をご覧ください。1枚目は鑑文となっております。本日、委員の皆様より、答申の内容をお諮りいただきました後、会長印を押印した答申書を用意させていただきます。1枚おめくりいただきまして、2枚目からはその内容でございます。2枚目の別紙をご覧ください。初めに、諮問から答申内容に至る判断理由をまとめています。少しお時間を頂戴し、読み上げさせていただきます。

当協議会は、令和8年1月19日に、市長から子ども・子育て支援納付金課税額に係る東大和市国民健康保険税の税率等について諮問を受け、意見集約を行った。その結果、当協議会として、以下の理由から諮問のとおり、子ども・子育て支援納付金課税額に係る東大和市国民健康保険税の税率等を認めることが適当と判断した。

国の施策において、全世代型社会保障改革の一環として、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」による地方税法の一部改正により、令和8年度から全医療保険者が、新たに子ども・子育て支援納付金を拠出することになった。それに伴い、市の国民健康保険においても、この納付金に充当するための財源が必要となることから、令和8年度から国民健康保険税の新たな課税区分として、子ども・子育て支援納付金課税額を設定

する必要があると考える。

子ども・子育て支援納付金課税額の算出に当たっては、国民健康保険制度の安定的な運営及び被保険者間の公平性の観点から、将来の保険料水準の統一を見据え、東京都が市の「市町村標準保険料率」を示していることから、市において、令和8年度の税率等を「市町村標準保険料率」と同値とすることに、妥当性が認められる。令和9年度以降も同様の取扱いとすることについても異論はない。

また、子ども・子育て支援納付金課税額に係る令和8年度の課税限度額及び軽減判定用基準額（被保険者均等割及び18歳以上の被保険者均等割の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額）については、負担能力に応じた適正な賦課及び低所得者に対する国民健康保険税の軽減対象世帯の拡大に資すると考えることから、国の法令改正に遅滞なく、市において法定額と同額とする改定を行うことが望ましく、適当である。令和9年度以降も同様の取扱いとすることについても異論はない。

なお、付帯意見として、子ども・子育て支援納付金課税額は、新たな課税区分であることから、被保険者の理解が得られるよう、制度の趣旨や内容を丁寧に説明するとともに、十分な周知を図っていただきたい。諮問から答申内容に至る判断理由は、以上であります。

続きまして、裏面の内容をご覧ください。こちらは、答申内容になりますが、1の子ども・子育て支援納付金課税額に係る東大和市国民健康保険税の税率等について、2の改定時期について、こちらにつきましては、諮問内容のとおりとなります。

	<p>で、説明を割愛させていただきます。3の答申に至る経過についてご説明いたします。(1)令和8年1月19日に、第3回運営協議会で市長から諮問書を受領しました。(2)1月19日から26日までの間、諮問書に対する意見等を委員から募り、事務局で集約を行いました。(3)1月30日、本日、の第4回運営協議会において、諮問に対する答申案の審議を行い、議案の承認後、会長及び職務代理者が、答申書を市長に提出する予定となっております。答申案の説明は以上となります。よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>ありがとうございます。それでは本日、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。ご意見のある方はお願ひします。</p> <p>(意見なし)</p> <p>ご意見がなければ、お諮りいたしますが、よろしいでしょうか。それではお諮りいたします。「子ども・子育て支援納付金課税額に係る東大和市国民健康保険税の税率等について」、諮問の内容を認める答申を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>尾崎会長</p>	<p>ありがとうございます。それでは本日、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。ご意見のある方はお願ひします。</p>
<p>委員一同 尾崎会長 吾郷課長</p>	<p>異議なし。</p> <p>ありがとうございます。それでは、皆様、賛成ということで、答申案につきましては承認とさせていただきます。</p> <p>今後はこの答申を踏まえまして、子ども・子育て支援納付金課税額に関する内容と、前回の会議で承認いただいております「医療分、支援金分及び介護分」の税率等の協議内容に関しましても、併せて東大和市国民健康保険税条例に規定として盛り込み、2月中旬から開催される令和8年第1回市議会定例会で</p>

<p>尾崎会長</p>	<p>条例改正を提案できるよう、事務局で準備を進めてまいりたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。以上で、「日程第1 子ども・子育て支援納付金課税額に係る東大和市国民健康保険税の税率等について（答申案）」を終了とさせていただきます。</p> <p>続きまして、「日程第2 国保講演会について（報告）」でございます。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>吾郷課長</p>	<p>日程第2、国保講演会について、ご報告をさせていただきます。お手元に、日程第2と記載された資料をご用意ください。国保講演会は、毎年度、東京都国民健康保険団体連合会が主催で、国保の運営に携わる方々を対象に開催がされております。今年度は、令和8年1月7日に開催され、「国民健康保険制度を巡る諸課題について」をテーマに、厚生労働省保険局の国民健康保険課長からご講演をいただきました。今回、事務局がオンラインにより本講演会に参加しましたので、重要事項に絞って、4点ほどご報告をさせていただきます。</p> <p>まず、21ページと書かれた資料をご覧ください。「国民健康保険制度の取組強化の方向性（案）」です。重要事項としましては、「子育て世帯の保険料負担軽減」についてというところですが、令和4年度から未就学児に係る均等割保険税を半額にする軽減措置がありますが、子育て世帯の更なる負担軽減を図るため、この軽減措置の対象を高校生年代まで拡充するといったものでございます。</p> <p>続きまして、24ページと書かれている資料をご覧ください。「保険料水準統一加速化プラン（第2版）（概要）」です。前回の運営協議会でお配りした諮問書の説明資料と一部重な</p>

るところもありますので、簡潔にご説明させていただきます。資料の中段になりますが、「保険料水準の統一のスケジュールについて」です。国においては、納付金ベースの統一を令和12年度までに、完全統一を令和17年度までに目指すことをスケジュールとして示してございます。

次に、25ページをご覧ください。「保険料水準統一に向けた都道府県ごとの状況」です。「完全統一を達成済みの都道府県」は、現時点においては、大阪府と奈良県の2つのみです。完全統一とは、「都道府県内のどこに住んでいても、同じ所得水準、世帯構成であれば同じ保険料であること」とされております。大阪府、奈良県では、どの市町村でも税率等が同じとなっております。

続いて、「納付金ベースの統一等の目標年度を定めている都道府県」をご覧ください。東京都はこちらに該当しています。納付金ベースの統一とは、「納付金の算定に当たって、医療費水準を反映させないこととする」とされております。都においては、令和12年度に向けて、既に医療費水準を反映させるための係数 α （アルファ）を段階的にゼロにするような取組を進めているところでございます。

続きまして、2点目の項目になります。「高額療養費の見直し」についてです。47ページをご覧ください。「医療費の動向」についてであります。まず、左の表を見ていただきたいのですが、医療保険全体での高額療養費と国民医療費は増加傾向となっております。2015年度から2022年度までの比較をすると、高額療養費は2割増、医療費は1割増となっております。2020年度が一時的に減少しているのは、この時期

に新型コロナウイルスの感染症による受診控えと考えられております。

続きまして、54ページをご覧ください。「高額療養費制度の見直しのポイント」であります。長期療養者及び低所得者へ配慮した見直しを行う方針が示されております。長期療養者への配慮としては、多数回該当の金額を据え置いて、「年間の上限」の導入を行う予定とのことです。低所得者の配慮といたしましては、住民税非課税ラインを若干上回る年収層である「年収200万円未満」の方の多数回の該当の金額を引き下げること、外来特例の限度額の引き上げの際、「住民税非課税区分」に外来年間の上限を設けることを予定しているとのことです。2点目の内容につきましては、以上になります。

続きまして、3点目の項目です。「医療保険による出産の支援強化」についてです。60ページをご覧ください。「正常分娩の平均出産費用の年次推移」です。平均出産費用は年々増加しており、令和6年度の出産費用の実績は、全施設で52万円、私的病院で53.7万円となっております。

続きまして、61ページをご覧ください。「正常分娩の都道府県別の平均出産費用」についてです。令和6年度の平均出産費用は東京都が最高額、熊本県が最低額となっております。

68ページをご覧ください。「医療保険による出産の支援強化(案)」というものです。出産費用について令和9年度以降に実施を目指す事業内容となっております。主要なものとしましては、分娩した方に支払う、現行50万円の出産一時金に代わり「分娩1件あたりを基本単価」として、全国一律の給付基準での公的医療保険によって10割給付の保険適用をすこ

とで、出産費用を無償化する内容が制度化されるということでございます。3点目の内容については以上です。

最後になりますが、4点目の「外国人被保険者への対応」についてご説明いたします。79ページをご覧ください。「国民健康保険における外国人被保険者のデータ」についてです。右下の黄色い枠内の自治体の課題についてです。外国人被保険者の収納率が63%とかなり低い状況になっております。

続いて、80ページをご覧ください。「行政機関間の情報連携を活用した国保保険料（税）の滞納対策」です。市町村が持っている外国人被保険者の保険料の収納情報を活用して、保険料が未納の場合は、入管庁において、対象となる外国人の在留期間更新を認めない対応をとるなどして、納付を促す仕組みとなっております。こちらは、情報連携による運用を、令和9年6月から開始する予定となっているとのことです。

最後に、81ページをご覧ください。「国民健康保険料（税）の前納」です。こちらも外国人の収納対策ということで、短期滞在の外国人向けの取組となっております。入国後の外国人に対して、直近の納付期限までに対象年度分の保険料を前倒しして、一括して納付（前納）させることで、国保加入期間の保険料の未納を防ぐ仕組みを構築するものです。この仕組みを活用するか否かは自治体の判断に委ねられるとのことです。

国保講演会の報告は以上となります。今回、資料を抜粋してご報告させていただいておりますので、全ての内容をご覧になりたい方がいらっしゃいましたら、後ほどメールでお送りいたしますので、事務局のほうにお申しつけください。以上でございます。

尾崎会長	<p>ありがとうございました。日程の第2につきまして、皆さま何かございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>ないようでございますので「日程第2 国保講演会(報告)」について終了とさせていただきます。</p> <p>続きまして、「日程第3 その他」について、事務局からご説明をお願いします。</p>
吾郷課長	<p>それでは報告が、2点ございます。</p> <p>1点目は、委員の交代についてです。公益の代表でございました、内野篤司委員が、令和8年1月31日をもちまして退任されるということで、退任届を受領してございます。また、後任の方に依頼しておりまして、2月1日以降、前任の残任期間を引き継ぎ、令和9年3月31日までの就任をお願いする予定となっております。</p> <p>2点目は、次回の運営協議会の日程です。次回の運営協議会は、令和8年3月下旬の開催を考えております。年度末で、大変お忙しい時期だと思いますが、今年度の締め括りとして、令和8年度当初予算編成等の内容をご報告させていただく予定でございますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>開催日時等につきましては、また事務局から改めてご案内をさせていただきます。以上でございます。</p>
尾崎会長	<p>ありがとうございました。皆様方から何かご意見はございますか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>よろしいですか。それでは、意見がないようですので「日程第3 その他」について、終了とさせていただきます。</p>

	<p>これもちまして、令和7年度第4回東大和市国民健康保険 運営協議会を終了とさせていただきます。本日はご協力ありが とうございました。</p>
--	--